

平成27年山武市教育委員会第1回定例会会議録

1. 期 日 平成27年1月21日(水)
2. 場 所 山武市教育委員会庁舎会議室
3. 開 会 午後2時00分
4. 出席委員 委員長 五木田 孝義
委員長職務代理者 小野崎 一男
委 員 高橋 尚子
委 員 高柳 善江
委 員 小川 一成
教育長 嘉瀬 尚男
5. 欠席委員 なし
6. 議場に出席した職員の職及び氏名
教育部長 渡邊 聰
教育総務課長 小川 宏治
学校教育課長 齊田 謙一
学校教育課指導室長 小高 幸弘
生涯学習課長 土井 紀子
スポーツ振興課長 川島 勝喜
文化会館長 江澤 正
公民館長 市原 修
図書館長 宮負 勲
子育て支援課長 田上 和弘
さんぶの森公園管理事務所 渡邊 邦年

事務局
教育総務課総務企画係長 秋葉 一徳
教育総務課総務企画係 篠原 正洋
7. 開会 委員長が挨拶し午後2時00分開会を宣する。

日程第1 ○会議録署名人の指名

五木田委員長が議長となり、小川委員を指名する。

日程第2 ○会議録の承認

教育委員会第12回定例会の会議録を全員異議なく承認。

日程第3 ○教育長報告

報告書に基づき、12月26日から1月21日までの主な業務内容について報告。(主な点は次のとおり)

12月26日 仕事納め式が行われた。

1月 5日 仕事始め式では職員表彰が行われ26名が表彰された。

7, 8日 校長面接。来年度の人事の要望で、市の面接を行った。

9日 平成27当初予算市長ヒアリング。大変厳しい予算編成の中、生涯学習課で行っているニュージーランドの研修について、予算を増額して要求した。今まで定員を15名であったところ20名とした。しかし、負担金が1人110,000円で費用の負担が大きいので、80,000円程度にして定員を18名、5名増の要求を3名増と変更した。

10日 金刀比羅神社春季例大祭。市長と共に参拝した。

11日 平成27年山武市成人式。教育委員の皆さんにも参加いただいた。

14日 教育委員会協議会及び市長との教育懇談会。市長との懇談会では、いろいろな意見が交わされ非常に有意義であったと思う。

15日 議会との懇談会。市議会議員と市の執行部。部長以上の庁議に参加している者で意見交換会が行われた。

17日 日韓友好の夜(ゆうべ)、東金日韓友好協会主催の交流会が行われた。山武市からは、鳴浜小の半月初等学校と交流関係のある方が参加した。

18日 第8回山武市民駅伝競走大会が開催された。結果については、後ほど報告がある。小野崎委員、高橋委員に参加いただいた。

19日 教育事務所との教育長校長面接。7,8日に行った校長面接に基づき東上総教育事務所に要望した。

20日 午前中に庁議。午後に校長会議が行われた。

小野崎委員：インフルエンザについてどのような状況か。

学校教育課長：小学校で2校報告が出ている。

学校教育課指導室長：成東中学校で2年生A組、C組で学級閉鎖になっている。

五木田委員長：議事に入る前に、事前に配布された議事日程の議決事項に1議案追加され、追加後の議事日程については、机上配布されているのでご覧いただきたい。追加議案は、議案第4号「市議会定例会提出議案（山武市教育委員会教育長の勤務時

間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定)に同意することについて」である。この議案については、議案第1号に関連しているもので、地教行法の一部改正に伴う条例の制定であり、市議会定例会の提出議案であることから、追加議案として提出されている旨を報告する。

五木田委員長：議案第1号「市議会定例会提出議案（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）に同意することについて」、議案第2号「市議会定例会提出議案（山武市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定）に同意することについて」、議案第3号「市議会定例会提出議案（山武市立幼保連携型認定こども園条例の制定）に同意することについて」及び議案第4号「市議会定例会提出議案（山武市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定）に同意することについて」は、市議会への提出前であり、協議第1号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、公開に適さない事項であることから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会としたい旨、提案。
(挙手による採決の結果、全員賛成)

日程第4 ○議決事項

※議案第1号及び議案第4号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

※議案第1号及び議案第4号は関連していることから一括して説明。

議案第1号 市議会定例会提出議案（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）に同意することについて

議案第4号 市議会定例会提出議案（山武市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定）に同意することについて

教育総務課長：資料に基づき、議案第1号及び議案第4号について説明。

※原案のとおり同意。

※議案第2号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

議案第2号 市議会定例会提出議案（山武市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定）に同意することについて

学校教育課指導室長：資料に基づき、議案第2号について説明。

※原案のとおり同意。

※議案第3号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

議案第3号 市議会定例会提出議案（山武市立幼保連携型認定こども園条例の制定）に同意
することについて

子育て支援課長：資料に基づき、議案第3号について説明。

※原案のとおり同意。

日程第5 ○協議事項

※協議第1号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

協議第1号 要保護・準要保護児童生徒の認定について

学校教育課長：資料に基づき、新規申請分(1世帯2名)について説明。

※新規1世帯2名について認定。

五木田委員長：ここで秘密会を解く。

休憩 午後 3 時 25 分から

午後 3 時 35 分まで

協議第2号 山武市要保護及び準要保護児童生徒就学援助及び特別支援教育奨励に関する要
綱の一部改正について

学校教育課長：資料3ページをご覧いただきたい。先ほど議論があった中での内容であるが、本協議案件では、要保護準要保護児童生徒の就学援助について、制度利用者の利便性を高めることを目的とし、要綱の一部を改正する提案である。内容については、4ページをご覧いただきたい。主な改正点で4点ある。1点目は支給方法である。現在は、振込先を学校口座にしている。改正後は、保護者の口座にする。なぜ今まで学校口座だったかということ、学校が徴収する教材費等が滞る児童生徒がいた。そういったことから、今まで規則で学校口座という位置づけをしていたが、本来は保護者の口座に入れるべきものであるという流れの中で、学校職員の事務の軽減等を含めながら保護者の口座に切り替えを行う。ただし、徴収すべき教材費等に未納が生じた場合には、学校口座に切り替えるという内容の誓約書を提出してもらおう。2点目は、新入学児童生徒学用品費支給額の増額である。新入学時に必要なものを揃えるための費用について、今の価格等を見ていくと制服、自転車、通学鞆等が主なものと考えられるが、見積もると65,000円はかかる状況にある。その半分の補助ができるようにと現行の22,900円を32,500円にする改正である。3点目は、入学準備金(小学校)となっているが、中学校に入学する際、制服を事前に購入する。4月から支給されたのでは厳しいとの話があるので、3月の段

階で支給ができるようにということで、小学校の3学期に支給できるようにする改正である。4点目は、申請書様式の変更である。別紙のとおり変更するという内容である。改正点については4点である。具体的には、5ページをご覧いただきたい。これが新しく変更した申請書である。6ページまでである。これを見ても分かりづらいので新旧対照表、13ページをご覧いただきたい。中段、宛先の部分に山武市教育委員会教育長ということで、現行では確認事項ということで署名捺印をすることになっていた。それについて、15ページの新様式では、位置を変えて誓約同意委任欄を設けた。また戻ってしまうが13ページの申請理由欄について、一目で分かるように欄を設け、該当項目を○で囲むという変更をしている。家族状況についても変更している。14ページをご覧いただきたい。以前は資産状況が入っていたがそれが削除されている。15ページについては先ほど話したとおりである。個人別支給台帳ということで15ページから書いてあるが、16ページにまたがっている。その中で現行の部分、通学用品費については、改正後は学用品等購入費に組み込む対応とする。最後の17ページであるが、改正案では入学準備金という欄を設けてチェックしていく。新旧対照表の12ページ、変わった部分については、下線をつけている。先ほど申し上げた1点目の部分で、口座の振込の部分で、現行では代理人として学校長を通じて支給するという部分を保護者の口座に変更すると第7条では改正となっている。別表では新入学児童生徒の学用品費等の中学校の32,500円の部分、入学準備金小学校の段階で32,500円、3学期という部分が加わってきており、増額の変更、支給時期の変更をしている。以上かいつまんでの説明であるが審議をお願いします。

五木田委員長：学校教育課長からの説明があったが、何か質問はあるか。額が増えているが財源は大丈夫か。

学校教育課長：大丈夫である。

小川委員：支給方法は確かに課長が言うように保護者の口座に振り込むのが筋であるが、申出等があり今回の変更に至ったのか。

学校教育課長：そういう訳ではない。一番は学校事務の軽減である。

小川委員：校長方は了解しているか。校長会でこの話を提案したか。

学校教育課長：これから周知していく。

小川委員：学校としては、お金をもらえないという事実があり苦勞する部分がある。そのため校長会でこの方向でいきたいという説明が必要と考える。

学校教育課長：教育委員会会議の中で確認をし、校長会にお諮りする。

高橋委員：学用品費11,000円、年額と書いてあるが1年分を1回で払うのか。

学校教育課長：そのとおりである。

小野崎委員：確認であるが、小川委員の発言は7ページの、ただし書きで校長に変えるこ

とができるということによいか。

学校教育課長：そのとおりである。

五木田委員長：他にあるか。

高柳委員：かなり以前は、保護者だったのではないか。その後に学校に変更になったのではないか。

学校教育課長：それについて、確認してみたい。

小川委員：私もこの関係で苦勞したことが何回もあった。家庭訪問をしても留守の時も多かった。教員が徴収に行くのはいかがなものかと考える。やはりこの問題について、校長会に諮って議論した方が良いと考える。

五木田委員長：その他に質問等はあるか。

(質問等する者なし)

五木田委員長：ないようなので、協議第2号については、原案のとおり了承する。

※原案のとおり了承。

日程第5 ○報告事項

報告第1号 第8回山武市民駅伝競走大会の結果について

スポーツ振興課長：第8回山武市民駅伝競走大会の結果について、当日配布資料に基づき大会結果を報告。日向支部(A)が優勝し三連覇となった。各区間の結果(区間賞)については資料に記載のとおりである。

高橋委員：区間を走り終えた選手の自分の荷物が、その区間の最終走者が到着しないと受け取れないような状況で、天候にもよるが大変寒かったと思う。選手の体調を考えて、中継区間ごとに毛布などを用意していただければと思う。検討をお願いする。

スポーツ振興課長：最終走者が通過しなければ、荷物を積んだ車両が到着できない状況にはあるが、毛布の用意について検討し、可能であれば配慮したいと考えている。

報告第2号 平成26年度卒園式・27年度入園式の対応について

学校教育課長：前回の定例会で報告し出席者の調整をいただいた、卒業式と入学式の出席予定者については、事務局も含め資料に記載されている。今回は、卒園式と入園式の日程を報告し、出席者について調整いただきたい。

※各委員の話し合いにより、卒園式と入園式の出席予定者を決定。

小川委員：この件に関し確認させていただく。卒業式は学校行事なのでお祝いの挨拶でいいと思うが、入学式は学校行事ではないので、教育委員会告辞でいいか。

学校教育課長：そのとおりである。

小川委員：そうすると、挨拶の冒頭で「〇〇名の入学を山武市教育委員会として許可する」という旨の文言を入れるのか。

五木田委員長：許可という言葉は強すぎるので「〇〇名入学おめでとう」が、いわゆる教育委員会としての告辞としている。

学校教育課長：卒業式と入学式の挨拶の案文を作成し、次回の定例会時にお渡しするので、参考にさせていただきたいと思う。

報告第3号 行事の共催・後援の承認について

教育総務課長：12月1日から12月26日までに承認した、共催1件、後援3件について報告。

報告第4号 2月の行事予定について

出席した各所属長から2月の行事予定について報告。

その他（発言順に大要を記載）

- 教育総務課長：当日配布資料に基づき、山武市立小中学校の規模適正化・適正配置に係る地域説明会について、実施概要を報告。

小川委員：開催する3日間のうち、出席できない日があるが問題ないか。

教育総務課長：可能な限りで出席をお願いしたい。

五木田委員長：出来るだけ都合をつけてお願いしたい。

高橋委員：周知方法についてだが、防災行政無線は聞けない人もいる。広報も新聞をとっていないと読むことができないので、せめて保護者には周知できるように、保護者あてに通知していただければと思う。

教育総務課長：対応について検討する。

- 教育総務課長：当日配布資料に基づき、文部科学省が公表した、公立小中学校の統廃合に関する手引き案について、概要を報告。
- 教育総務課長：当日配布資料に基づき、東上総教育事務管内の学校統廃合の状況について報告。
- 学校教育課長：医師会から、山武郡市の学校医の委嘱、任期、報酬などが、各市町によって違うことから、統一したもの出来ないかという連絡があった。平成27年度中に協議し、平成28年度からの対応を考えている。
- 教育部長：新聞で報道された、給食費の支払い督促の件について、概要を報告。

8. 閉会 午後4時37分